公

告

○右

同.....

同 理 課

:

:

変更前

区

分

第四千五百二十八号

平成三十年 (水曜日)

告 目 示 次

○構造計算適合性判定を委任した指定構造計算適合性判定機

関の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地変更 

○県有財産の売却に係る一般競争入札……………………

(建築住宅課) … |

(商工政策課) :

 $\equiv$ 

管行

理経

課営

: =

県上 工民地域) : 六

(管理事務所) 同 :

七

収用委員会

○右

○特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示…………

出

先 機 関

〇公 示 送 達...... (監

示

青森県告示第七百六十号

号)第十二条第二項の規定により次のとおり対象狩猟鳥獣の捕獲等を禁止する。 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八

平成三十年十一月十四日

捕獲等を禁止する対象狩猟鳥獣の種類

青森県知事

三

村

申

吾

オスキジ及びオスヤマドリ

捕獲等を禁止する区域

青森県一円

(自然保護課) … 一

三 捕獲等を禁止する期間 平成三十年十一月十五日から平成三十五年十一月十四日までの間において毎年一

月十六日から二月十五日まで 

青森県告示第七百六十一号

の規定により公示する。 務所の所在地を変更する旨の届出があったので、同法第七十七条の三十五の八第四項 せることとした指定構造計算適合性判定機関から構造計算適合性判定の業務を行う事 により、次のとおり同法第十八条の二第一項の規定により構造計算適合性判定を行わ 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第七十七条の三十五の八第二項の規定

平成三十年十一月十四日

:

六

青森県知事 三 村 申

吾

構築アグ <b>树</b> 検イッカ	-   -	
査ズド会機建・社	t h h	
五町二丁目一六の一八の一人		
(郡山事務所)福島県郡五七 田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田		
十平 一成 月三 一十 日年	(更年月	

三戸郡

三戸町大字同心町字上川原七三の

É.

宅

地

五七六・三一

三戸郡三戸町大字川守田字西松原

一〇の五

宅

地

一〇九・三三

公

告

## 県有財産の売却に係る一般競争入札

|年政令第十六号) 第百六十七条の六の規定により公告する。| 次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和二十

平成三十年十一月十四日

青森県知事 三 村 申

吾

一般競争入札に付する事項

次に掲げる土地(建物、工作物等を含む。)の売却

(仮換地	八戸市吹上	所
街区番号七三符号一一)尻内町字三条目三の一	一丁目四五の一六、	在
	四五の三一	地
宅	宅	地
地	地	目
(仮換地 四九五・○○)	三九〇・〇三	地積(平方メートル)

## 一 入札に参加する者に必要な資格

七の二下北郡大間町大字大間字大間四六の四

四

宅

地

二三八・八二

下北郡大間町大字大間字大間五四

0

宅

地

五〇二・〇七

上北郡七戸町字舘野

三二の一七七

宅

地

三九〇・一二

者であること。 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない

あること。 二条第二号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者に該当しない者で二条第二号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者に該当しない者で暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第

一 売却する物件を示す場所

一に掲げる土地の所在地

方: 売却する物件の地積測量図等の書面、契約条項を示す場所及び入札案内書の交付

場所

四

青森市桂木四丁目八の二 協同組合タッケン

青森市長島一丁目

\_ の \_

青森県総務部行政経営管理課

五 入札及び開札の場所及び日時

1 入札場所

青森市長島一丁目一の一

青森県総務部行政経営管理課

2 入札日時

平成三十年十二月十七日 午前九時から

平成三十年十二月二十一日 午後五時まで(必着)

開札場所

3

青森市長島一丁目一の

青森県庁舎 南棟四階A会議室

開札日 時

4 -成三十 一年一月七日

午前十時から

開札は、 物件番号順に順次行う。

入札保証金及び契約保証金の額

契約金額

(入札保証金にあっては、

般競争入札に参加する者の見積もる契約金

六

額 の百分の五以上に相当する金額

落札決定の日から七日以内 契約書の取り交わしの時期

七

代金の納入期限

八

契約締結の日から三十日以内に全額納入とする

九 その 他

1 した入札は、 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違 無効とする。

2 物件の引渡しは、 現状有姿により行うので、 入札参加者は、 必ず入札前に現地

確認をすること。

大規模小売店舗の変更の届出

項の規定により次のとおり公告する。 模小売店舗の変更の届出があったので、 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号) 同条第三項において準用する同法第五条第三 第六条第一項の規定による大規

-成三十年十一月十四

青森県知事 三 村 申

吾

代表取締役 馬場昭典東京都中央区京橋一丁目七の株式会社オンワード樫山

代表取締役 大澤道雄 東京都中央区日本橋三丁日東京都中央区日本橋三丁日

Ħ 0

Ō

完平 ・成 四・

大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモールつがる柏

がる市柏稲盛幾世四

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

イオンモール株式会社

葉県千葉市美浜区中瀬 丁目 Ŧī. 0)

代表取締役 吉田昭夫

代表二県公本のおります。

わき市鹿島町走熊字七二ハニーズ

本

市鹿島町走熊字七本

二九・

≓

江尻義久

代表取締役 山田太郎 の五 愛知県名古屋市西区城西一丁目 株式会社ヤマダヤ

二九・

<u>:</u>

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名及び住所又は名称及び住所並びに

代表取締役 岡崎双一の一年票1千葉市美浜区中瀬一 代表取締役 吉田昭夫の一年業県千葉市美浜区中綱 代表取締役 長谷川利秋田県秋田市山王沼田市山王沼田 つ嶋 東京都八王子市暁町株式会社タツミヤ 代表取締役 がる市木造千代町三四野淳一 変 市中央区港島中町六丁ールド 指田 寺井秀蔵 更 努 利田 夫町 丁 瀬 っ 直 前 丁目 丁 の Ė 0) Ŧī. Ŧī. 代表取締役 長元明 晴海アイランドトリトンスクエオフィスタワーX棟七階 オフィスタワーX棟七階 大フィスタワース 東京都中央区晴海一丁目八の一 変更なし 変更なし 変更なし 変更なし 変更なし 変 更 後 エ ア〇

代表者の氏名

年変 月 日更

代表取締役 石川康晴岡山県岡山市北区幸町二の八株式会社クロスカンパニー	代表取締役 小笠原新一 弘前市大字駅前二丁目二の一一 有限会社ほわいとあっぷる	代表取締役 大村禎史 兵庫県姫路市飾東町庄二六六の一 株式会社西松屋チェーン	I	ľ	代表取締役 木下博 北海道函館市松風町一〇の三ン・キノシタ 有限会社レディス・ファッショ	代表取締役 輸金洋二 の三 の三 大阪府大阪市中央区玉造二丁目八 丸高衣料株式会社	代表取締役 夏目俊紀 青森市新町一丁目一二の八 株式会社赤とんぼ	代表取締役 岡藤一朗 二 東京都渋谷区代々木一丁目一一の 株式会社三鈴	代表取締役 五十嵐昭順福井県越前市矢放町一三の八の九株式会社アイジーエー
代表取締役 石川康晴 岡山県岡山市北区幸町二の八 米式会社ストライプインターナ		変更なし	代表取締役 夏目秀人 青森市新町二丁目二の五 株式会社RAINBOW	代表取締役 半田正 大阪府大阪市西区立売堀ビル七階の一二リーガル立売堀ビル七階の十二リーガル立売堀ー丁目四 株式会社エコーインターナショナ	変更なし	変更なし	_	代表取締役 池内清和の一七TOCビル四階の一七TOCビル四階東京都品川区西五反田七丁目二二株式会社三鈴	
二六 三 一	六・一・三		二九・一・三	110 - 11 - 1			二八・一・三	の (代・住 名表示) 者 一	二七・九・三〇

	代表取締役 神谷和秀 四の一〇 愛知県名古屋市千種区今池三丁目 株式会社ジーフット	代表取締役 木山剛史 東京都葛飾区新小岩一丁目四八の株式会社東京デリカ		代表取締役 若松よう子の一六 東京都千代田区東神田二丁目一〇株式会社協和バック	代表取締役 岡本昭史岩手県盛岡市菜園一丁目三の六株式会社Don Don up	代表取締役 横内達治 大城県つくば市吾妻一丁目一一の株式会社ライトオン	代表取締役 栗城幸一福島県須賀川市南町一三〇株式会社ブービープランニング	代表取締役 大塚丈二一〇の一 大塚丈二 本式会社アメリカ屋	代表取締役 上田稔夫の七 大表取締役 上田稔夫の七 で と と と と と と と と と と と と と と と と と と
代表取締役 田泰夫東京都中央区銀座一丁目一六の一株式会社ハピネス・アンド・ディ	代表取締役 堀江泰文東京都中央区新川一丁目二三の五株式会社ジーフット	変更なし	代表取締役 土居健人 離宮三井ビルディング 東京都中央区築地五丁目六の四浜ジャパン株式会社		変更なし	変更なし	変更なし	代表取締役 中分孝一目二四の二	変更なし
二九・一・三	の(六・ 氏代・ 名表・ 名表・ ・ ・		ニス・10・11人	三0 · 六二六				の (元 (元 (元 (元 (元 (元 (元 (元 (元 (元	

	変更なし	代表取締役 嶋崎富士雄神奈川県川崎市高津区久本三丁目神奈川県川崎市高津区久本三丁目株式会社文教堂
	変更なし	代表取締役 白川篤典 大〇一
二八・四二九	代表取締役 神谷和秀 の一 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五 株式会社メガスポーツ	
二八・四二三	代表取締役 丸山雅史東京都港区虎ノ門四丁目三の一三年の一三年の一日	I
110. 1.111		代表取締役 長谷川臣 二六の一八 一日
六・二・八	代表取締役 澤田将広 東京都中央区銀座一丁目七の七 株式会社三城	代表取締役 加賀純一東京都中央区銀座一丁目七の七株式会社三城
二八・ 三・一八	代表取締役 中澤道盛 滋賀県湖南市中央二丁目九二 株式会社ナカザワ	
	変更なし	代表取締役 坂本健 大下階 大下 トシティ大崎イーストタワー 東京都品川区大崎一丁目一一の二東京都品川区大崎一丁目一一の二東京都品川区大崎一丁目 アルシア
六・一三	_	代表取締役 向井正太郎 五の一 静岡県静岡市駿河区中野新田一二 株式会社ムカイ
	変更なし	代表取締役 後藤薫徳二一〇二十〇 後藤薫徳   一丁目藤久株式会社

代表取締役 小川明宏の一 千葉県千葉市美浜区中瀬一下	代表取締役 加川澄子   株式会社フレックスコーポ	代表取締役 大野博文 大島県東広島市西条吉行東一 大島県東広島市西条吉行東一 大島県東広島市西条吉行東一	代表取締役、浜田宏幸高知県高知市本町四丁目一の株式会社キタムラ	代表取締役が前田和紀代表取締役が前田和紀が大字高田三丁目六の一株式会社かさい		代表取締役 木南仁志   株式会社チチカカ   株式会社チチカカ	代表取締役・小田保則・一株式会社パレモ	代表取締役 吉竹英典の一 株式会社コックス	代表取締役 小野寺太朗 八戸市小中野五丁目一の二五 有限会社水晶堂
丁目五 変更なし	一五 変更なし	丁目 変更なし	一六 変更なし	二変更なし	代表取締役 杉木和彦 パープランス総合医療株式会社 フランス総合医療株式会社	三丁 変更なし	代表取締役 吉田馨 受知県稲沢市天池五反田町一	丁目二 変更なし	代表取締役 小野寺太朗 八戸市小中野五丁目一の二五 株式会社水晶堂
					三() 四, 六		の (元 (元 (元 (元 (元 (元 (元 (元 (元 (元 (元 (元 (元		二六・ 九・ 一

2

期間

の二七の二七の二七の二七の二七の二七の二七の二七の二十二を推己	弘前市大字小比内五丁目一五の六須郷一成
	六
変更なし	変更なし
	立六 変更なし

四 届出年月日

届出書の縦覧 平成三十年八月二十一日

Ŧi.

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及びつがる市役所

3 時間

平成三十年十一月十四日から平成三十一年三月十四日まで

午前八時三十分から午後五時十五分まで ただし、つがる市役所にあっては、その執務時間内とする。

意見書の提出

六

のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができ この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持

提出期限

る。

平成三十一年三月十四日

2 提出先

3

青森県商工労働部商工政策課

記載事項

意見書の提出者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)及び住所

意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

意見及びその理由

言語

意見書は、日本語により記載すること。

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告す 建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり

平成三十年十一月十四日

青森県知事

三

村

申

吾

商号又は名称 梅村板金加工所

 $\stackrel{-}{=}$ 氏名 梅村清

三

四 許可番号 青森県知事許可(般—二九)第六四六四号 主たる営業所の所在地 上北郡横浜町字浜懸五〇の一

取消年月日 平成三十年十月三十日

六 五 取消しに係る建設業の許可

七 大工工事業、屋根工事業、板金工事業及び塗装工事業に係る一般建設業の許可

このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。 取消しの原因となった事実 平成三十年九月十二日前記建設業者が死亡したことが、 届出により確認された。

### 先 機 関

出

# 特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

第十二条の規定により次のとおり公示する。 第三百七十二号)第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令

平成三十年十一月十四日

青森空港管理事務所長 奥 崎

彰

六

平成30年11月14日 水曜日 (7

物品等の名称及び数量

液状凍結防止剤供給単価契約一式

契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

<u>-</u>

青森市大字大谷字小谷一の五 青森空港管理事務所

契約の方法

 $\equiv$ 

一般競争入札

平成三十年九月十二日 落札者を決定した日

四

落札者の名称及び住所

Ŧī.

株式会社サンネクト

落札金額 東京都港区芝三丁目一五の一五櫻井ビル五階

落札者を決定した手続

七

購入物品に要求する品質及び規格等が満たされていると判断された品質規格仕様

キロリットル当たり十一万三千百六十二・四円

書を提出し、かつ、物品の購入に係る予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもっ

て有効な入札を行った者を落札者としたものである。 入札の公告を行った日

平成三十年七月二十五日

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

第十二条の規定により次のとおり公示する。 第三百七十二号)第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令

平成三十年十一月十四日

物品等の名称及び数量

粒状凍結防止剤供給単価契約一式

青森空港管理事務所長 奥 崎

彰

<u>-</u> 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 青森空港管理事務所

青森市大字大谷字小谷一の五

契約の方法

三

般競争入札

落札者を決定した日

四

平成三十年九月十二日

落札者の名称及び住所

Ŧī.

清和肥料工業株式会社

大阪府大阪市中央区備後町四丁目三の四

落札金額

六

トン当たり九万六千五百五十二円

七 落札者を決定した手続

書を提出し、かつ、物品の購入に係る予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもっ て有効な入札を行った者を落札者としたものである。 購入物品に要求する品質及び規格等が満たされていると判断された品質規格仕様

八 入札の公告を行った日

平成三十年七月二十五日

### 用 委 員

収

### 公示送達

号)第四条第二項の規定によることができないので、同令第五条第一項の規定により 書の正本を送達するに当たり、土地収用法施行令(昭和二十六年政令第三百四十二 土地収用法 (昭和) 一十六年法律第二百十九号)第六十六条第三項の規定により裁決

平成三十年十一月十四日

公示送達を行う。

青森県収用委員会会長 赤 津 重 光

送達すべき書類の名称

平成三十年十月三十日付け裁決書(青収委第六十四号)

送達を受けるべき者

別表のとおり

三 送達すべき書類の保管場所

の交付を受けることができます。 一の書類は、青森県県土整備部監理課内において保管しているので、いつでもそ

一の書類は、平成三十年十一月二十九日をもって送達があったものとみなされま

四

### 別表

す。

工藤 庆 正文 名 住所不明 ただし、住民票上の住所地 青森県むつ市松原町9番45号 甪 严

公

示送達

公示送達を行う。 号) 第四条第二項の規定によることができないので、同令第五条第一項の規定により 書の正本を送達するに当たり、 土地収用法 (昭和二十六年法律第二百十九号)第六十六条第三項の規定により裁決 土地収用法施行令 (昭和二十六年政令第三百四十二

平成三十年十一月十四日

青森県収用委員会会長 赤 津 重 光

送達すべき書類の名称

平成三十年十月三十日付け裁決書(青収委第六十五号)

送達を受けるべき者

別表のとおり

送達すべき書類の保管場所

の交付を受けることができます。 の書類は、青森県県土整備部監理課内において保管しているので、いつでもそ

> 四 その他

す。 一の書類は、平成三十年十一月二十九日をもって送達があったものとみなされま

别表

	开	名	住所
营画	晴彦		住所不明 ただし、住民票上の住所地 東京都新宿区百人町4丁目5番15-306号
工藤	正文		住所不明 ただし、住民票上の住所地 青森県むつ市松原町 9番45号
帝	船木 千佳子		住所不明 ただし、住民票上の住所地 愛知県知立市西町新川34番地6 新川コーポ 12号
(亡) 相続則	(亡) 中津義一 相続財産管理人	相続財産 不明	最後の住所:青森県むつ市大曲二丁目8番5号 (戸籍の附票による)
(亡) 相続則	(亡) 中津義昭 相続財産管理人	相続財産 不田	最後の住所:青森県むつ市大曲二丁目8番5号 (戸籍の附票による)

番 県号 東奥印刷株式会社(印刷所・販売人)

毎週月・水・金曜日発行

青森市長島一丁目一 青森市長島一丁目一

定価小口一枚ニ付十五円四十四銭